

美作総務第60号
令和4年6月1日

美作市監査委員 東内義典様
美作市監査委員 山本雅彦様

美作市長 萩原誠



令和3年度定期監査結果報告に対する措置について（通知）

令和4年1月25日付け美作監査第56号で美作市監査委員から報告のありました令和3年度定期監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



監査の結果	措置状況等
<p>(1)各種契約について 契約行為において、単独随意契約や一般随意契約の締結が多くみられた。契約行為は入札を前提とすることは言うまでもないが、単独随意契約しかできない場合であっても、2者以上から見積を徴することにより、契約金額の正当性や競争原理が働くよう努められたい。 また、一般随意契約においても、安易な形で処理することなく契約内容を十分に分析し、合理的かつ経済的な面を考慮し締結されたい。</p>	<p>随意契約は、地方自治法施行令第167条の2及び、美作市契約規則第51条の規定に基づき、早期な事務処理を行っています。 単独随意契約は、契約理由及び1者見積もりの理由を明確にし説明責任が果たせるよう指導しています。 また、契約金額については、慣例化することなくその都度、見直し協議をすることを指導しています。 一般随意契約について、随意契約ガイドラインを現在、作成中であり6～7月中に示し、職員に周知徹底する方針です。</p>
<p>(2)滞納等について 毎年指摘してきている事項であるが、依然として滞納額が減少していない状況である。過年度収入未済額の累積増加を防止するため、特に現年度に発生した未収金の確実かつ計画的な早期収納と初期の迅速な対応に努められたい。 また、滞納者個々の債権管理と併せて個別返済計画を文書で取り交わすなど、返済に意識を持たせるとともに、不納欠損の処理に関しては、美作市債権管理マニュアル等を積極的に活用し、滞納繰越分の圧縮に努められたい。</p>	<p>別紙</p>
<p>(3)マイナンバーカード取得率向上について マイナンバーカード取得については任意のものであり、カード取得に対する考え方は様々で個人差はあるが、公務員として当該制度を推進する側の立場であることを強く自覚し、マイナンバーカードの普及による将来的なメリットを理解し、率先してカードの取得に努められたい。</p>	<p>【市民課】 令和3年8月職員のマイナンバーカード取得状況調査を行ったところ休職者等を除く回答のあった職員の申請率は66.5%でした。全国の一般行政職市町村職員の令和3年9月末時点の申請率は56%、同じく全国の一般行政職都道府県職員の申請率は53.8%です。市民課は職員を管理する立場にないもののマイナンバーカードの申請を促す必要があります。今後も総務課と協力し一層の取得促進に努めます。</p> <p>【総務課】 総務課では、職員及び職員の被扶養者のマイナンバーカードの取得促進として、電子掲示板を活用し周知を行っているほか、職員の会議等で取得促進についてのご願いをしている。また、市民課と連携し未取得の職員に対する取得推進の取組みについても検討している。</p>
<p>(4)有給休暇の取得について 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う労働基準法一部改正により、平成31年4月以降、年5日以上有給休暇の取得が義務付けられたところである。市では職員全体に向けて年次休暇の取得率向上を推進しており、効果が出てきている点は評価できるものの、管理職の取得状況は依然として低調であった。管理職は、今後も引き続き有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや、担当者が休暇で不在となっても業務が回るような職場環境づくりに加え、管理職自らが積極的に休暇取得を図るとともに、職員に対して計画的な休暇取得を推進されたい。</p>	<p>有給休暇の取得促進については、計画的な使用を図るため、夏季休暇及び年末年始の休暇と組み合わせた取得など所属長・庶務担当者会議をはじめ、職員電子掲示板などで周知を図った。 今後も、有給休暇のさらなる取得促進に向け管理職自ら率先して有給休暇を取得するなど、休暇を取得しやすい職場環境の構築を促進していく。</p>

【市民課】

令和元年度の美作火葬場等の使用料滞納分は令和4年2月に全額返済され滞納は解消済みです。

令和3年度の住宅新築資金等貸付事業については16,862,229円(滞納繰越分)の返済があり、9件が完済となりました。今後も滞納者の債権管理を行い、口座振替、窓口納付を積極的に進めます。

平成25年、26年度分の児童手当返還金については、前年度に引き続き分納誓約どおり令和3年度も滞りなく返還されており、令和4年7月で全額が返還される予定であります。

【税務課】

税務課においては、現年度課税分の収入未済を防ぐことが滞納額圧縮に最も効果的な方法であるとの認識のもと、初期少額未納者への電話催告に加えて納税機会の利便性向上を目的としたコンビニ納付の導入によって、効果が得られていることから更なる利便性向上を図るため、キャッシュレス決済の検討を開始していたところ、国主導でQRコードを活用した全国統一規格の地方税の納税方法が確立される予定であることから、導入に向けた事前準備を開始したところである。滞納者への対応は従来通りで、継続的な財産調査に基づく滞納処分、もしくは接触機会を設けての聞き取り調査や誓約書提出に基づく、分納徴収であるが、形式的になっている面も否めず、納税意識を持たせるための新たな方法を考える必要がある。

その一例として、一部の税目では試験的に、滞納額及び年齢層に応じた差押予告書又は催告書の発送を行った。差押予告書及び催告書の発送はこれまでも行っているが、一律的な発送に比べ対象者に応じた発送の方が、より効果が期待できたためである。その結果、少額・若年者に差押予告したところ44人中、32人が、納付又は相談に訪れ、一定の効果が認められた。今後は他の税目に関しても同様の方法による納税勧奨を行うべく、滞納額と年齢層にかかる基準を検討中である。

なお、不納欠損処理に関しては入念な調査に基づく調査結果によりの確に毎年度、実施している。

【健康政策課】

滞納については、生活困窮、制度内容への理解不足が大きな要因と思われることから、各種相談窓口の相互協力により遂行可能な納付方法の提示、電話・窓口での丁寧な説明を行い、制度に対する理解を深めてもらう等の方法により対策を行っており、個々の分納計画の取り交わし等も行っている。

また、現年度分の納付についてはコンビニ納付導入により納付機会を増やしており、口座振替の推奨と併せて周知を行うことにより収納率の向上を図っている。

なお、不能欠損は滞納者への督促、催告を適正に行った上で適切な処理に務めている。

【都市住宅課】

市営住宅使用料の滞納については、個別に世帯の状況調査・実態把握に努め、督促・催告・納付相談に取り組んでいる。

滞納額が増加しないよう明け渡し請求の訴訟等法的措置も含め適正な収納に努めている。

【水道課及び下水道課】

給水停止を伴う滞納徴収を定期的実施し、未納が増加しないよう努めている。

過去の使用者については、転居先に催告書を送付することとしており、転居先不明の者は公用請求により追跡調査（令和3年度中 36 件）を行うことにより、遺漏のない債権管理に努めている。

不納欠損を伴うものについては適正に処理をすすめることとしている。

【総務課】

令和4年度新たに各債権管理部署に再任用職員や会計年度任用職員の配置を行うなど、組織として滞納整理の遂行に向けた取り組みを行っている。

また、法制担当、職員研修担当課という立場から、債権管理マニュアルの改正及び職員研修など、各担当課の債権管理業務の補助に資する取り組みを令和4年度中に実施する計画としている。